



11月は児童虐待防止推進月間です 『あなたしか 気づいてないかも そのサイン』

問 こども課(役場2階) ☎823-9227 FAX.823-9627

虐待かもと思ったら



お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部の電話からは
つながりません
※通話料がかかります。

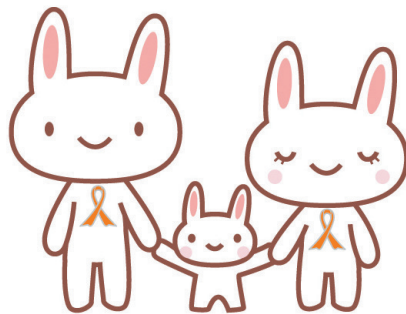
● ● ● ●
体罰は法律で禁止されています!!

こんなことしていませんか?

- いたずらをしたので、長時間正座させた
- 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- 宿題をしなかったのでご飯を与えなかった



これらは全て体罰です



「しつけ」ってなに?

「しつけ」とは、子どもの人格や才能などを伸ばし、**子どもをサポートして社会性を育む行為**です。そのためには、体罰で押さえつけるのではなく、子どもの気持ちや考えに耳を傾け、時にはお手本を示すなど、子どもにわかりやすく伝えるための工夫が必要です。



子育てのこと、頼れる場所があります。

子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、悩んだときはこちらに相談してください。

【相談窓口】

- | | | | |
|--------------|-----------|------------------|---------------|
| ● こども課(役場2階) | ☎823-9227 | ● 町民センター | ☎822-9946 |
| ● ひまわりプラザ | ☎824-1225 | ● 児童相談所 相談専用ダイヤル | |
| ● 海田児童館 | ☎822-2216 | | ☎0120-189-783 |